

H28年度 再委託契約書作成における注意書きの新旧対比表

平成28年7月28日
 経理部契約調整グループ／研究公正・法務部

変更後	変更前	変更理由
<p>(知的財産権の帰属)</p> <p>・AMEDの委託研究開発事業では、日本版バイ・ドール条項(産業技術技術力強化法19条)を適用し、受託者がいくつかの条件を約す場合は、委託研究開発成果に係る知的財産権を受託者に帰属させることとします。再委託の場合に、再委託先の従業員等による研究成果に係る知的財産権を、受託機関又は再委託先のいずれかに帰属させるかについては、特段の定めがない限り当事者間で決定してください。知的財産権を再委託先に帰属させることになりましたら、当該再委託先が本契約第8条及び第10条に定める事項を遵守・実施等するよう、再委託契約で約定してください。</p> <p>・<u>「甲」を原則「機構」としてください。</u></p> <p>・再委託先に帰属した知的財産権に関して提出すべき書類(各種知財様式)については、受託機関が一旦受け取り、受託機関からAMEDに提出しても、受託機関の責任のもと、再委託席が直接AMEDに提出することとしても、いずれでも構いません。しかし、書類がきちんと提出されるように再委託先と提出スキームを決めてください。</p>	<p>(知的財産権の帰属)</p> <p>・AMEDの委託研究開発事業では、日本版バイ・ドール条項(産業技術技術力強化法19条)を適用し、受託者がいくつかの条件を約す場合は、委託研究開発成果に係る知的財産権を受託者に帰属させることとします。再委託の場合に、再委託先の従業員等による研究成果に係る知的財産権を、受託機関又は再委託先のいずれかに帰属させるかについては、特段の定めがない限り当事者間で決定してください。知的財産権を再委託先に帰属させることになりましたら、当該再委託先が本契約第8条及び第10条に定める事項を遵守・実施等するよう、再委託契約で約定してください。</p> <p>・再委託先に帰属した知的財産権に関して提出すべき書類(各種知財様式)については、受託機関が一旦受け取り、受託機関からAMEDに提出しても、受託機関の責任のもと、再委託席が直接AMEDに提出することとしても、いずれでも構いません。しかし、書類がきちんと提出されるように再委託先と提出スキームを決めてください。</p>	
<p>(知的財産権の譲渡)</p> <p>第9条</p> <p>・<u>「甲」を「機構」としてください。</u></p>		
<p>(知的財産権に関する報告・通知等)</p> <p>第10条</p> <p>・<u>「甲」を原則「機構」としてください。</u></p> <p>・再委託先に帰属した知的財産権に関して提出すべき書類(各種知財様式)については、<u>受託機関が一旦受け取り、受託機関からAMEDに提出しても、受託機関の責任のもと、再委託先が直接AMEDに提出することとしても、いずれでも構いません。</u></p>		